

本部町と公立大学法人名桜大学との包括連携協力に関する協定書

本部町（以下「甲」という。）と公立大学法人名桜大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互の連携協力を包括的に強化し、両者が有する資源の効果的な活用により、甲及び乙の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 教育・人材の育成に関する事項
- (2) 観光・文化の振興に関する事項
- (3) 国際交流事業に関する事項
- (4) 保健医療・福祉の向上に関する事項
- (5) 地域経済の振興に関する事項
- (6) スポーツの振興に関する事項
- (7) 教員・学生およびその他スタッフの交流に関する事項
- (8) その他相互が協議の上必要と認める事項

（協議）

第3条 前条の各連携協力事項の具体的な内容については、甲及び乙の担当者間で別途協議するものとする。また、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上定めることとする。

（意見交換）

第4条 甲と乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期限）

第5条 この協定は、平成30年1月20日をもって発効し、有効期間を1年とする。ただし、この協定による有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年1月20日

（甲） 沖縄県国頭郡本部町字東5番地

（乙） 沖縄県名護市字為又1220-1

本部町

本部町長

高良文雄



公立大学法人名桜大学

学長

山里勝巳

